

社会福祉法人滝乃川学園 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までの
5 年間
2. 当法人の課題
 - ・ 女性職員は多数いるが、女性職員比率に比べて、女性管理職の割合が低い。
 - ・ 平均勤続年数に男女で差異がある。育児・介護との両立の中でも安心して仕事に取り組み、また実力を存分に発揮できる土壌作りが必要。
3. 目標と取組内容・実施時期

目標 1：計画期間内に、女性管理職の割合を 40%以上にする。

<実施時期・取組内容>

●令和4年4月～

女性職員対象に管理職に対する意識調査を実施し、管理職をめざす職員を抽出する。

●令和5年4月～

ロールモデルとなる女性管理職の経験談を共有する機会を作る。

●令和6年4月～

管理職候補となる職員に対して管理職育成研修を実施。

上司が管理職候補職員の育成計画を作成し、職員に共有する。

目標 2：男性の平均勤続年数に対する女性職員の平均勤続年数を 10 年以上または平均勤続年数の割合を 90%以上にする。

<実施時期・取組内容>

●令和4年4月～

育休復帰者・短時間勤務利用者の働き方に関するアンケートを実施。

両立支援制度を利用している職員の悩みや課題を抽出する。

●令和5年4月～

両立支援制度利用中の職員同士の情報共有の場を提供し、両立やキャリア形成に関わるノウハウを共有するネットワークを作る。

男性の育児休業や看護休暇取得等の両立支援制度利用を推進。管理職への両立支援制度の周知・意識啓発

●令和6年4月～

育休復帰者とその上司を対象とした制度利用者の能力開発や業務体制の見直し。